

運転免許取得費用助成金交付要綱

令和2年 4月 1日
(一社) 山梨県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者に勤務する者が取得した大型自動車・中型自動車・準中型自動車・けん引自動車の運転免許取得及び中型自動車運転免許限定解除に係る取得費用の一部を助成することとし、もって、会員の雇用対策の一助に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることとする。

- (1) 大型自動車運転免許（以下「大型」という。）とは、車両総重量11t以上、最大積載量6.5t以上、乗車定員30人以上の自動車を運転できる免許をいう。
- (2) 中型自動車運転免許（以下「中型」という。）とは、車両総重量7.5t以上11t未満、最大積載量4.5t以上6.5t未満、乗車定員11人以上29人以下の自動車を運転できる免許をいう。
- (3) 準中型自動車運転免許とは、車両総重量3.5t以上7.5t未満、最大積載量2t以上4.5t未満の自動車を運転できる免許をいう。
- (4) けん引自動車運転免許（以下「けん引」という。）とは、車両総重量750kg以上の車をけん引する場合、けん引する自動車の種別に応じた免許の他に必要となる自動車を運転できる免許をいう。
- (5) 中型及び準中型自動車運転免許限定解除（以下「限定解除」という。）とは、平成19年6月及び平成29年3月の道路交通法の改正以前にそれぞれ取得していた普通免許に付帯されていた限定条件を解除し、新たに中型免許及び準中型免許を取得することをいう。

(助成対象)

第3条 協会の会員事業者の山梨県内に所在する事業所に勤務する者が前条に掲げる自動車運転免許の取得に要した費用の一部について助成を行うものとする。

- 2 公安委員会が指定する自動車教習所（以下「教習所」という。）とする。
- 3 会費の滞納がない会員事業者とする。

(助成期間)

第4条 助成金の対象となる期間は、毎年度4月1日から1月末日までに免許を取得し費用の支払いが終了したものとする。

(助成金額)

第5条 助成金は、大型・中型・準中型・けん引及び限定解除のいずれかに要した費用（教習所へ支払った費用）の一部を交付する。交付額は、自動車運転免許取得にかかる費用の1/2（千円未満切り捨て）とし、上限は次のとおりとする。

- ① 大型は 1名当たり 10万円
- ② 中型は 1名当たり 5万円
- ③ 準中型は 1名当たり 5万円（全ト協より4万円の助成有り）
- ④ けん引は 1名当たり 5万円
- ⑤ 限定解除は1名当たり 3万円（全ト協より2.5万円の助成有り）

但し、会員事業者1社当たり年度で保有車両数の10%（切り上げ）又は最大で5名までとし、同一従業員に対する助成は1回のみとする。

なお、上記助成金を活用できるのは、会員事業所が取得費用の一部を負担した場合に限る。一部とは、上記助成金額以上の支払いを会社が行ったことを証明できる書類を提出することにより足りる。

また、全日本トラック協会からの助成金は全ト協が定める交付要件を満たした者に限る。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は「大型・中型・準中型・けん引自動車運転免許等取得に係る助成金交付申請書（様式1）」により、第4条の年度の2月15日（但し、土・日祝祭日の場合は翌日）までに必要書類を添付し協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条による申請書等の提出があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第8条 協会は、この要綱に定める助成制度に関して、会員事業者に必要な報告を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し、必要がある場合には、別に定めるものとする。